

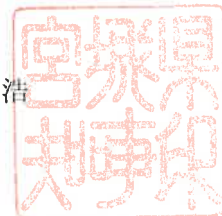
## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、これらの試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、宮城県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）に行わせる。

令和7年3月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



### 1 試験の期日及び時間

#### (1) 学科の試験

二級建築士 令和7年7月6日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

木造建築士 令和7年7月27日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

#### (2) 設計製図の試験

二級建築士 令和7年9月14日(日) 午前11時から午後4時まで

木造建築士 令和7年10月12日(日) 午前11時から午後4時まで

### 2 試験場

#### (1) 学科の試験

##### イ 二級建築士

東北学院大学（土樋キャンパス）

仙台市青葉区土樋1-3-1

##### ロ 木造建築士

東北学院大学（五橋キャンパス）

仙台市若林区清水小路3-1

#### (2) 設計製図の試験

東北学院大学（土樋キャンパス）

仙台市青葉区土樋1-3-1

### 3 受験資格

(1) 建築士法第15条第1号又は同条第3号に該当する者

(2) 令和2年宮城県告示第145号（建築士法第15条第2号の規定に基づく同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）に該当する者

### 4 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

#### (1) 受験申込受付期間及び時間

令和7年4月1日(火) 午前10時から同月14日(月)午後4時まで

## (2) 申込方法

センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>以下同様) において、必要な事項を入力した上で申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネット利用が困難である等)には、令和7年4月7日(月)までにセンター本部に申し出ること。

## 5 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

## 6 受験票の交付等

二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として令和7年6月20日(金)頃から、二級建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については、令和7年8月25日(月)頃から、木造建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については令和7年9月25日(木)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付する(※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ)。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票についても、原則として上記の日程により受験有資格者に発送する。

## 7 合格者の発表

### (1) 学科の試験

令和7年8月25日(月)(予定)。合格者の受験番号をセンターのホームページに公表するとともに、合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。

### (2) 設計製図の試験

令和7年12月2日(火)(予定)。合格者の受験番号をセンターのホームページに公表するとともに、合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。

## 8 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準をセンターのホームページ等において公表する。

## 9 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、二級建築士試験にあつては令和7年6月18日(水)頃から、木造建築士試験にあつては令和7年6月25日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨申出ること。